

令和8年度 就学援助制度のお知らせ

能美市教育委員会

■就学援助制度とは

経済的理由により就学が困難と認められる能美市内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の一部を助成する制度です。

なお、昨年度認定されていた方で、引き続き援助を希望される場合も、毎年度申請が必要です。

1. 対象者

申請理由	提出書類	書類発行元
生活保護の停止または廃止者	保護停止・廃止通知書の写し	能美市福祉事務所 (能美市福祉課内)
市町村民税の非課税者	提出不要	—
	ただし、令和8年1月1日以降に能美市に転入した人は、同居世帯全員分の令和8年度所得課税証明書が必要	前住所地の市役所・町役場
市町村民税、個人事業税、固定資産税、国民健康保険税 いずれかの減免者	減免通知書の写し	県税事務所 能美市市税務債権課 能美市保険年金課
国民年金保険料の全額または4分の3免除者	国民年金保険料免除承認通知書の写し	日本年金機構 (年金事務所)
児童扶養手当の受給者	提出不要	—
	ただし、能美市外で受給されている場合は、児童扶養手当証書の写し	住所地の市役所・町役場
生活福祉資金による貸付けを受けている者	生活福祉資金貸付決定通知書の写し	能美市社会福祉協議会 石川県社会福祉協議会
生活保護を受けている者	提出不要	—

上記の申請理由以外であっても経済的にお困りの方

申請理由	提出書類	書類発行元
所得等による算定 (前年中の世帯全員の所得額が教育委員会の定める基準未満の者)	提出不要	—
	ただし、令和8年1月1日以降に能美市に転入した人は、同居世帯全員分の令和8年度所得課税証明書が必要	前住所地の市役所・町役場

※その他 職業安定所登録の日雇労働者、PTA 会費や学級費等の学校納付金の減免措置を受けているなど
経済的な理由で、就学が困難になった場合はご相談ください。

●注意事項●

- ・令和7年分の所得を申告をしていない方は、所得の申告を済ませてください。未申告の場合は審査できない場合があります。
- ・世帯分離し、別世帯となっても同居している場合や単身赴任の場合などは、収入等を同一世帯として審査しますので、能美市外在住の方は所得証明書が必要となります。

●所得基準（参考）●

家族構成(例)	3人 (父・母・子1人)	4人 (父・母・子2人)	5人 (父・母・祖父(祖母)・子2人)
世帯の総所得額(目安)	250万円程度	320万円程度	370万円程度
世帯の総収入額(目安)	380万円程度	470万円程度	530万円程度

※これらの金額は目安です。世帯員の年齢や人数等によって異なります。

2. 援助の内容

援助項目	内容
学用品費等	定額
新入学用品費	定額 ・ 4月認定のみ ※入学前支給を受給された人は対象外
校外活動費	宿泊を伴わない校外活動に参加 ・ 実施月に認定されている人
修学旅行費	実費（上限額あり） ・ 実施月に認定されている人
日本スポーツ振興センター掛金	実費
卒業アルバム代	実費（上限額あり）

※生活保護を受けている方は、修学旅行費・日本スポーツ振興センター掛金・卒業アルバム代のみ支給

3. 提出書類

- ・就学援助費受給申請書（お子様ごとに申請が必要）
※能美市ホームページからダウンロードできます。在籍学校、教育総務課にもあります。
- ・申請理由による提出書類
- ・振込希望口座がわかる通帳やキャッシュカードの写し（新規・口座変更のみ）
※金融機関名、口座番号、口座名義人が記載されたページ

4. 提出先

お子様が在籍する小中学校

申請書ダウンロードはこちらから
検索ワード「能美市就学援助」



5. 申請期限

令和8年4月30日（木）まで（4月分からの援助費を希望される場合は4月中に申請が必要です）

※年度途中でも随時申請はできますが、受付期間は2月末日までです。また、認定されても申請の翌月から援助の対象となります。

6. 審査結果

令和8年7月下旬に、保護者宛に送付します。

【問い合わせ】

〒929-0113 能美市大成町ヌ 118 番地
能美市教育委員会 教育総務課
TEL 0761-58-2270